

ディスクロージャー・ポリシー

(情報開示に関する基本的な考え方)

1. 当組合は、組合員の皆様・お客様等に対し、透明性を確保することを基本に適時・適切な情報提供に努めます。
2. 当組合は、協同組合による金融事業に関する法律、およびその他の関係法令等を遵守した情報の開示を行うほか、当組合の経営実態を正確に理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーな情報開示に努めます。
3. 当組合は、情報開示にあたって法令等が規定する方法のほか、各種印刷物等の様々な方法を活用し、より分かりやすい開示に努めます。
4. 当組合は、開示後速やかに、当組合ホームページ上に掲載するなど、特定の方のみへの開示とならないように配慮し、公平な情報開示に努めます。
5. 当組合は、情報開示を適時・適切に行うため、組合内関係部門と連絡を取り合い、情報開示体制の整備・充実に努めます。

2015/05/27 制定